

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 30 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 56）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【在宅妊娠糖尿病患者指導管理料】

問1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1及び2は、具体的にどのような場合に算定が可能か。

(答) それぞれ以下の場合に算定可能。

- 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。
- 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限り算定する。

【血液形態・機能検査、糖負荷試験】

問2 区分番号「D005」血液形態・機能検査「9」ヘモグロビンA1c（HbA1c）及び「D288」糖負荷試験について、妊娠糖尿病と診断された患者に対して産後12週以降に実施した場合、算定可能か。

(答) 血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、算定可。